



技能実習適正化支援センターの渡邊です。

新年あけましておめでとうございます。この度の令和 6 年能登半島地震により被災された皆さまに心よりお見舞い申し上げます。1 月号は、入管法から見える社会の変化について解説しています。コラムでは、多国籍化する新大久保の街について扱っています。本年もどうぞよろしくお願いいたします。

1. 入管法が映し出す日本社会

人類の歩みは「定住」と「移動」の繰り返しです。人が移動することが、社会の原動力になってきたとも言えます。江戸時代の参勤交代を例にとると分かりやすいです。いかに人の移動が東海道五十三次のような宿場町や地域の名産品を生み、関所による通行手形などの仕組みを作ってきたか、少し考えるだけでも人の移動によって形成されてきた文化は計り知れません。そして、現在、人の国際移動は入管法によって管理され、移動する人に避けられない大きな影響を与えています。どの外国人を入国許可するかは国家の自由裁量とされ、入管法を知るとその国の社会を垣間見ることができます。入管法から、その国の考え方が分かると言っても過言ではないかもしれません。

そのような入管法が日本において今、大きな転換期にあります。日本はこれまで外国人労働力を正面から受け入れてきませんでした。しかし、少子高齢化により将来的に日本が消滅するかもしれないという危機感がある中、日系ブラジル人の定住や、研修・技能実習制度によって労働力を外国から補ってきました。今般、技能実習制度の廃止というニュースに人々はどういった思いを持って接したのでしょうか。一般の人にとって、技能実習から育成就労へと名称が変更するからといって何がかわるか分かりません。しかし、制度に携わる我々にとって、この変化の意味は小さくありません。すなわち、これまで人材育成という国際協力の看板を立て、そのもとで制度設計がされ運用されてきたところ、育成就労は労働力を受け入れることを前提にしているからです。技能実習の OJT、つまり、これまでの職業における能力開発の要素を評価し維持していることから、やや緩やかな変更になっているかのように表しているところが憎いのですが、国際協力の看板を下げたことは確実に移民を受け入れることに一歩足を進めたことを意味します。ここで、その善し悪しを述べるつもりはありませんが、日本にとって必然である外国人労働力の受入れをいかに抵抗する社会に認められるようにするか、絶妙なバランスを持って慎重に運用していることが分かります。

日本の入管法は、日本人の閉鎖性や、日本社会の均一性ゆえの効率性重視を間違いなく反映しています。日本人の生真面目さや平等社会のあり方も示していると思います。この日本の入管法が徐々に変わりつつあること、そしてその変化が社会の考えを反映していることが入管法に携わる我々には見えます。育成就労に変わったから社会が変わるのではなく、社会が変わったから制度が変わるのだと思います。資本主義が成り立つためには、「生

命の再生産」が必要不可欠とのこと。それが日本において叶わないのなら、生き残る道は外国人との共生しかありません。日本は、外国人が社会に与える影響を根拠なく怖がっている場合ではなく、人の移動をどの様に原動力に変えていくか、これからも真剣に考えていく必要があります。TITSC は、外国人労働力を受け入れる手続き支援の専門家集団として、これからも全力で外国人を受け入れる皆さまの力になります。

2. コラム：新大久保の魅力

最近、新大久保に行っていますか。ひと昔前は東京のディープな場所というイメージだったと思います。しかし、今や韓国アイドルグッズやコスメを求める若い女性がいり物や食べ歩きを楽しむ光景が日常です。韓国系だけでなく、イスラム系、東南アジア系の人々も増え、多文化タウンとして有名です。「日本と異なる文化が交差する活気に溢れるポップな街」と言えると思います。界隈の外国人の居住率は約 40%で、東京 No.1。何が人々を引き付けるか。それは、やはり日本食にない「味」だと思います。そして、「よその」で成り立つ場所がゆえに「よその」に優しいということだと思います。ミックスカルチャーがもたらす新しい発見をしに、新大久保に行ってみませんか。

~~~~~  
弊センターは、技能実習制度や入管手続きに詳しい行政書士、社労士による外国人技能実習制度を取扱う専門機関です。行政書士の全国ネットワークを活用した体制を整え、監理団体などの申請手続きを支援します。外国語にも対応できます。

弊センターでは監理団体及び実習実施者に向けさまざまなサービスを提供しております。

手数料一覧は、弊社ホームページをご覧ください。

- 機構計画認定申請と入管申請
- 建設キャリアアップシステム代行申請、建設特定技能受入計画認定申請
- 外部監査
- その他（法的保護講習、各種労務関係手続き支援、相談、特定技能への移行）

~~~~~  
技能実習適正化支援センター（Technical Intern Training Support Center）

代表 渡邊 奉勝

〒248-0023 神奈川県鎌倉市極楽寺 1-6-29

TEL/FAX : 045-8787-290 携帯 : 090-4710-3790

E-mail : info@titisc.org URL : <http://www.titisc.org/>